

子ども医療などの助成内容を 拡大します

子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の助成内容を10月から拡大します。

子ども医療	小学生まで		自己負担なし
	中学生	入院 通院	自己負担なし 1月あたり1,200円(上限)
重度障がい者医療	3歳～小学生		自己負担なし
	中学生	入院 通院	自己負担なし 1月あたり500円(上限)
	高校生世代以上	入院	1日あたり500円(1月あたり最大1万円) ※低所得者は1日あたり300円(1月あたり最大6,000円)
		通院	1月あたり500円
ひとり親家庭等医療	小学生		自己負担なし
	中学生	入院 通院	自己負担なし 1日あたり800円(上限)
	高校生世代以上	入院	1日あたり500円(1月あたり最大3,500円)
		通院	1月あたり800円

【子ども医療】

子ども医療は10月受診分から対象です(生活保護受給者を除く)。食事代・保険適用外などの費用は対象外です。新しい子ども医療証は9月末までに対象者に送付します。

※子ども医療証を未申請の人は申請が必要です。

【重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療】

重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の更新の手続きが必要な人には8月上旬に更新の案内を送付しています。

【共通】

医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として利用することができますが、子ども医療証・重度障がい者医療証・ひとり親家庭等医療証はこれまでと同様に医療機関の窓口に提示する必要があります。

問 国保年金課 医療年金担当

児童手当の制度が変わります

10月分(12月支給)の児童手当から制度が改正されます。

主な制度改正内容は次の4点です。

①支給対象年齢の拡大
高校生年代(18歳年度末まで)の児童が支給対象児童となります。

②所得制限の撤廃

所得に関係なく児童手当が支給されます。

③第3子加算の拡充

支給月額が3万円に増額されます。

④児童手当支給月の変更

年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に変更されます。

また、制度改正に伴い以下のいずれかに該当する人は手続きが必要となります。

▽高校生年代の児童のみ養育している人

▽所得制限により現在児童手当(特例給付)を受給していない人

▽高校生年代の児童について、過去筑紫野市から受給したことがない

人

▽大学生年代(22歳年度末まで)の子を養育している人
詳細は市ホームページをご確認ください。

ID 492217

制度改正内容		改正前 (9月分まで)	改正後 (10月分から)
①支給対象年齢の拡大		中学生まで	高校生年代まで
②所得制限の撤廃		所得制限あり	所得制限なし
③第3子加算の拡充	加算対象児童	3歳～小学生	0歳～高校生年代
	支給月額	15,000円	30,000円
	計算対象児童	高校生年代まで	大学生年代まで
④児童手当支給月の変更		年3回 (2月、6月、10月)	年6回 (2月、4月、6月、8月、10月、12月)

問 こども政策課